

第3回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年11月11日（火） 午前10時～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

3 出席者

公益委員 : 2人（欠席1人）
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 特定最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

65円を提示する。

- ・地賃の上がり幅は大きくなっており、来年も引上げ見込まれるなか使側の負担が相当であることも理解している。また、特定最賃を上昇させ続けることも限りがあることも理解している。
- ・岡山の基幹産業である自動車産業が遅れをとることは労働力の流出を招くこと、自動車産業に付加価値を付けていくことから地賃の上昇幅を踏まえ+65円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

10円を提示する。

- ・トランプ関税の影響からメーカー各社が減益赤字転落していることが発表されているが、大変厳しい環境にある。
- ・これまでの議論においても、特定最賃と県最賃は一本化することにある程度協議がまとまっていることも踏まえ、出来るだけ早期に一本化したい。
- ・そのことから+10円を提示する。

(2) 労側から再度検討の意向が示され、検討後二者協議が行われることとなった。

その結果、労側からは、中国地方近県の引上げ額の状況を踏まえ再検討の結果、+55円の提示が行われた。

なお、使側から再提示は行われなかった。

(3) 労使双方から、これ以上の金額提示が困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配布資料

- ・最低賃金についての意見要旨